

**【債務負担行為】令和8～18年度  
尾花沢市公共施設LED照明賃貸借公募型プロポーザル実施要領**

令和8年5月  
尾花沢市 財政課 財産管理係

**1. 実施目的**

既存の照明(蛍光灯等)をLED照明に取り替えることにより、消費電力量及び二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

**2. 事業概要**

件名	【債務負担行為】令和8～18年度 尾花沢市公共施設LED照明賃貸借
業務内容	LED照明、付属品並びにその他照明の設置に必要な資機材一式の賃貸借及び賃貸借物品の維持管理（保守点検、修繕等）
履行期間	令和8年度から令和18年度まで（10年間） ただし、契約締結の日から全対象施設にLED照明を設置完了するまでは準備期間とする。
履行場所	山形県 尾花沢市 地内
上限額	233,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

**3. 参加要件**

プロポーザルに参加する者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続きの開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われていないこと。
- (3) 国や地方自治体からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第22号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 尾花沢市暴力団排除措置実施要綱（平成24年告示第139号）による排除措置対象者でないこと。
- (6) 納めるべき税金を滞納していないこと。
- (7) 東北地方又は関東地方に本店を有する者であること。ただし、山形県外に本店を有する場合は、山形県内に支店、営業所又は当該業務に従事できる完全子会社（本店、支店又は営業所）を有する者であること。

**4. 質問受付及び回答方法**

- (1) 受付期間 令和8年5月14日（木）午前9時～5月15日（金）午後5時 必着
- (2) 提出方法

質問書（様式1）に質問事項を記載の上、財政課財産管理係に電子メールで提出すること。（質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容に関するものに限り、受け付けるものとする。）

《Email z\_kanri@city.obanazawa.yamagata.jp 》

※提出の際は、件名の最初に「【プロポーザルに関する質問（事業者名）】」と記載すること。

### (3)回答方法

提出された質問については、質問者に電子メールで回答するとともに、全件を「質問回答書」として取りまとめ、令和8年5月20日（水）午後5時までに全ての事業者に回答する。

## 5. 参加表明書・企画提案書等の提出

(1)提出期限 令和8年5月28日（木）午後5時 必着

### (2)提出方法

財政課（財産管理係）へ持参又は郵送（いずれの方法であっても提出期限内必着）とし、持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。また、上記以外の提出方法は不可とする。

### (3)提出書類と部数

No.	提出書類名	提出部数
1	参加表明書（様式2）	1部（正本1部）
2	事業者の概要及び状況確認表（様式3）	1部（正本1部）
3	LED照明導入業務実績一覧（様式4）	1部（正本1部）
4	実施体制図・工程表（様式5）	1部（正本1部）
5	提案書（様式6） ※パワーポイント形式も可とする。 ※副本は無記名（事業者名を伏せて）で作成すること。	9部（正本1部、副本8部）
6	見積書（様式7）	1部（正本1部）

## 6. 提出書類に関する留意事項

No.	提出書類名	留意事項
1	質問書 （様式1）	質問事項、質問内容を簡潔に記載すること。
2	参加表明書 （様式2）	—
3	事業者の概要及び 状況確認表 （様式3）	会社概要を簡潔に記載すること。
4	LED照明導入業 務実績一覧 （様式4）	LED照明導入実績を簡潔に記載すること。
5	実施体制図・工程表 （様式5）	実施体制図（設置業者、配置予定技術者（主担当、副担当）等）及び 工程表を記載すること。 ※配置予定技術者を記載する際は、技術者が所持している工事関連資格を併記すること。

No.	提出書類名	留意事項
6	提案書 (様式6) ※A4版複数枚可 ※パワーポイント形式可	審査会において、複数の提案書を容易に比較できるよう「A4版、横型、横書き」とし、簡潔にまとめること。 記載内容は、仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。 <項目> 目的適合性、業務実績、実施効果、実施手法、実施体制(工程を含む)、経済性、独自性
7	見積書 (様式7)	見積書(様式7)のほか、業務の実施に要する全ての経費について、内訳を記載した積算内訳書を提出すること。また、総額と月毎の賃借料がわかるようにすること。(消費税及び地方消費税を含む価格で記載のこと。)
8	委任状 (様式8)	見積、契約の締結等の権限を代理人に委任する場合は提出すること。
<p>※ 書類は、正確かつ簡潔な内容とし、記入枠が不足する場合は、枠を適宜広げて記入すること。 また、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものにならないよう留意すること。</p> <p>※ 提案書は、ボリュームを評価の対象とはしないため、読みやすさや簡潔さに留意すること。</p>		

## 7. 審査委員会の開催及び審査方法

### (1) 審査委員会の開催

参加事業者を公平かつ公正に評価するため、「尾花沢市公共施設LED照明賃貸借公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を開催する。

### (2) 開催日 令和8年6月3日(水)

### (3) 詳細

開催時刻、場所、ヒアリング・プレゼンテーションの実施時間、出席者の人数制限等の詳細については、後日、別途通知する。

### (4) 審査基準 別紙「選定方法」のとおり

### (5) 留意事項

- ① プレゼンテーションは、対面により実施する。なお、プレゼンテーションを実施するために要する費用については、参加事業者の負担とする。
- ② プレゼンテーションは、提出された提案書(様式6)に基づき行うものとし、追加の提案は認めない。
- ③ プレゼンテーションは、希望があればパソコン、プロジェクターを用いて行うことを許可する。その際、プロジェクター、スクリーンは尾花沢市において用意するが、パソコンや接続機器等は事業者にて用意すること。
- ④ ヒアリング・プレゼンテーションは、個別に行い、非公開とする。
- ⑤ プレゼンテーションの時間は、1者20分(説明10分、質疑応答10分)とする。

## 8. 審査委員会の審査結果の通知

- (1) 通知 令和8年6月上旬、参加事業者に対してメールにて審査結果を通知する。

## 9. 契約内容・仕様の調整及び契約の締結

### (1) 契約の締結

審査結果に基づき選定された事業者と提案等の仕様について調整の上、選定された事業者から調整に基づいた見積書の提出を受け、尾花沢市契約に関する規則（昭和56年規則第7号）に基づき契約を締結する。したがって、審査結果をもって提案書に記載された全内容を承認し、契約を締結するものではない。

なお、本賃貸借は仮契約を締結するものとし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）の規定により、尾花沢市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずる。

(2) 選定された事業者が「3. 参加要件」に掲げたいずれかの要件を満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、審査結果が次点の事業者を繰り上げるものとする。

## 10. 失格事項等

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①審査委員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合。
- ②審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ④提案書を複数提出した場合。
- ⑤ヒアリング・プレゼンテーションに担当者以外の者が出席した場合。
- ⑥提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合。
- ⑦プロポーザル参加資格を有しないものが提出した場合。
- ⑧提出書類に盗用した疑いがあると認めた場合。
- ⑨記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- ⑩見積書に記載されている見積額が、上限額を上回った場合。
- ⑪その他、審査委員会又は尾花沢市が不適格と認めた場合。

## 11. その他の留意事項

### (1) 提出書類の取り扱い

- ①提出書類の差替え、修正、追加は認めない。ただし、審査委員会から要請のあったものについては、この限りではない。
- ②提出書類は返却しない。
- ③提出書類は、選定作業の過程において作業上必要な範囲内で複製することがある。
- ④選定後においても尾花沢市は提案書の内容に拘束されないものとする。
- ⑤提出書類は、尾花沢市情報公開条例（平成10年条例第3号）に基づき公開することがある。

### (2) その他の事項

- ①本プロポーザルに参加する費用は、全て参加する事業者の負担とする。
- ②審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- ③財政課財産管理係への問合せが可能な時間帯は、午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は取り扱わない。

## 12. スケジュール

No.	内 容	期限等
1	実施要領、仕様書等の交付期間	令和8年5月8日(金)～5月28日(木)
2	実施要領、仕様書等に関する質問受付期間	令和8年5月14日(木)～5月15日(金)
3	実施要領、仕様書等に関する質問回答期限	令和8年5月20日(水)
4	参加表明書、提案書等の提出期間	令和8年5月8日(金)～5月28日(木)
5	審査委員会の開催 (ヒアリング、プレゼンテーション)	令和8年6月3日(水)
6	審査結果の通知及び公表	令和8年6月上旬
7	仮契約の締結	令和8年6月上旬

※仮契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）の規定により、尾花沢市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずる。

## 13. 実施要領等の配付

### (1)配付期間等

- ①配付期間 令和8年5月8日(金)～5月28日(木)  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)
- ②配付方法 電子メール又は郵送による配付

### (2)配付資料

- ①尾花沢市公共施設LED照明賃貸借公募型プロポーザル実施要領
- ②提出用書類（様式1～様式8）
- ③尾花沢市公共施設LED照明賃貸借仕様書
- ④別紙「履行場所・対象施設一覧」
- ⑤別紙1-1「LED照明器具・ランプ製品仕様書一覧【通常照明】」
- ⑥別紙1-2「LED照明器具・ランプ製品仕様書一覧【非常用照明】」

### (3)その他

電子メールによる配付を希望する場合は、財政課財産管理係にメールで申し出ること。

《Email z\_kanri@city.obanazawa.yamagata.jp 》

※申し出の際は、件名の最初に「【プロポーザルに関する書類請求（事業者名）】」と記載すること。

## 14. 問合せ先（担当部署）

尾花沢市財政課財産管理係 担当：井上、鈴木

住 所 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号

電 話 0237-22-3752（直通）

F A X 0237-22-3756

Email z\_kanri@city.obanazawa.yamagata.jp

## 別紙「選定方法」

### (1) 審査項目と配点

審査委員会は、ヒアリング・プレゼンテーションに基づき、次の項目について総合的に審査し、評価する。

審査項目	審査基準	配点
目的適合性	・提案の内容が、実施要領・仕様書に示す業務の目的を達成するために適当な提案となっているか。	10
業務実績	・提案者が同種・類似業務の実績があり、業務を実施する上で十分な経験を有しているか。	10
実施効果	・LED照明の導入により、CO <sub>2</sub> ※1や電気代※2の削減効果が十分に見込める提案となっているか。 ※1：CO <sub>2</sub> の削減効果を計算する際は、排出係数0.423kg-CO <sub>2</sub> /kwhを用いること。 ※2：電気代の削減効果を計算する際は、31円/kWhを用いること。	10
実施手法	・設置するLED照明は、仕様書に示す性能を満たしており、品質、信頼性、安全性を十分に確保できている提案となっているか。	10
	・既存照明の撤去後の処分について、具体的かつ適当な提案となっているか。	10
	・設置・維持管理業者について市内業者を活用する提案となっているか。	10
実施体制 (工程を含む)	・業務を実施するにあたり、十分な実施体制（人員・組織等）が確保されているか。	5
	・施設運営に支障をきたさずにLED化が図られる適切な工程が提案されているか。	5
	・履行期間（10年間）の維持管理・保守体制や緊急時の対応が十分な体制となっているか。	10
経済性	・上限額以内の見積金額あり、かつ経費縮減に努めているか。 (最も安価な事業者の見積金額/当該事業者の見積金額) × 10点 ※小数点以下切り捨て	10
独自性	・本業務の履行にあたり、独自に有益な提案が示されているか。	10
合 計		100

### (2) 得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	優れているとは限らない	配点×0.00

※小数点以下四捨五入

### (3) 事業者の選定

審査委員会終了後、各審査委員が企画提案書等の採点を行い、評価点の最も高い事業者を選定する。

### (4) 留意事項

参加表明書、提案書等の提出が1者である場合は、全審査委員の評価点の平均が60点以上で合格とする。平均が60点未満の場合、又は参加表明書及び提案書等の提出がない場合は、再度公告して提出期限を延長するものとする。その際、必要に応じて参加資格の変更又は履行期間の延長等を行うことがある。